

ビジネスサーベイの枠組みの創設について

平成30年2月1日
総務省統計局
経済産業省調査統計グループ

○ ビジネスサーベイの枠組みの創設

統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月）及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更に関する答申（平成29年12月19日）に基づき、**経済センサス-活動調査実施中間年の経済構造統計として、GDP統計の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するビジネスサーベイの枠組みを2019年度（平成31年度）に創設**

ビジネスサーベイの枠組み

第Ⅰ期（平成31～32年）《サービス関連3調査を統合した経済構造実態調査（新設）と工業統計調査から構成》

現行の分類体系に基づき、GDP統計の推計等に必要な事項を産業横断的に把握し、現行J S N Aの中間年推計に反映（サービス分野のより精緻な推計等）

《経済構造実態調査（新設）》

- 年次化した商業統計調査、サービス産業動向調査（年次調査）及び特定サービス産業実態調査の3調査を統合し、経済センサス-活動調査実施中間年の経済構造統計として、経済構造実態調査（仮称。以下同じ。）を新設（総務省と経済産業省の共管調査）
- 製造業及びサービス業の付加価値等の構造を明らかにし、GDP統計の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査実施中間年の経済構造統計を作成することを目的として、経済センサス-活動調査実施年を除く毎年6月1日で現在で実施
※民間委託による郵送・オンライン調査
- 付加価値等の構造を産業横断的に把握する調査（甲調査）と特定サービス産業の特性事項を把握する調査（乙調査）から構成
・甲調査は、工業統計調査で調査していない製造業の企業及びサービス業の企業を対象に実施（企業調査）

《工業統計調査》

- 経済センサス-活動調査実施中間年の経済構造統計を作成するための基幹統計調査（総務省と経済産業省の共管調査）として、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、GDP統計の推計等に必要な品目別製造品出荷額等を事業所単位で把握（調査・集計事項は現行と同様）

第Ⅱ期（平成34年以降）《経済構造実態調査に工業統計調査を包摂し、調査事項等を見直し》

I O・S U Tの基本構成や新たな分類体系に基づき、S U T体系への移行に向けて調査事項等を改善

- 経済構造実態調査に工業統計調査を包摂するとともに、平成33年経済センサス-活動調査や中間年S U Tの検討動向を踏まえて調査事項等を見直し

○ ビジネスサーベイの枠組みの創設について（抜粋）

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月）

第2 公的統計の整備に関する事項

1 経済関連統計の整備

(3) サービス産業に係る統計の整備

サービス産業に係る統計については、社会や経済の実態をより的確に捉えるため、その重要性がますます高まっており、既存統計の更なる精度向上や、**産業としてのサービスに関する統計の整備が必要**とされている。

このため、サービス産業動向調査及び第3次産業活動指数については、引き続き有用性の確保・向上に取り組むとともに、**サービス産業の全体像を把握する上で重要な付加価値等の構造面を把握**する統計の在り方について研究を進める。

統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月）

2 GDP統計を軸にした経済統計の改善

(1) GDP統計の体系的整備の全体像

年次推計については、基準年推計の精度向上に加え、サービス関連統計の統合・拡充、商業統計の年次化等による**ビジネスサーベイ（仮称。以下同じ。）の創設**により、年次SUTの改善及び年次GDP推計の精度向上が図られ、基準年推計とともに産業別付加価値のより正確な把握が可能となる。

5 統合・拡充したサービス産業関連統計、年次化した商業統計、工業統計等により構成される、GDP統計の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するための新たな枠組み

(3) 生産面を中心に見直したGDP統計への整備

② SUT体系に移行するための基盤整備

・総務省及び経済産業省は、営業費用等の把握という観点を含め、サービス産業動向調査、特定サービス産業実態調査等のサービス関連統計を2019年度から統合するとともに、商業統計を2019年度から年次調査化し、工業統計等の既存年次統計を含め、**GDP統計の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するビジネスサーベイを2019年度に創設**する。

4 報告者負担の軽減と統計業務・統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化

(1) 報告者負担の軽減

⑤ 報告者負担の軽減のための取組の継続（抜粋）

・調査事項の限定
・経済統計調査の集約

(2) 統計業務の見直し・業務効率化及び各種統計の改善

① 効率化の徹底による統計に関する官民のコストの引下げ（抜粋）

・統計調査及び調査事項の重複の一層の排除
・各方面のユーザーのニーズ（中長期的なニーズを含む。）を踏まえた必要不可欠なものへの調査事項の限定

「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更に関する答申（平成29年12月19日）

別表 今後5年間に高ずる具体的な施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進
(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

◎関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、**商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設**する。（総務省、経済産業省）（平成31年度（2019年度）から実施する。）

◎**工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る**。（総務省、経済産業省）（平成31年度（2019年度）から同時実施し、平成34年（2022年）調査の企画時まで結論を得る。）

◎**平成33年（2021年）経済センサス-活動調査や中間年SUTの検討動向を踏まえつつ、経済構造実態調査の調査事項等の見直しを検討**する。（総務省、経済産業省、関係府省）（平成34年（2022年）調査の企画時まで一定の結論を得る。）



生産面を中心としたGDP統計の整備に係る基礎統計改善スケジュール

